

平成 29 年 6 月 27 日  
消 防 庁

## 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び省令の公布

消防庁では、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 29 年 4 月 28 日から平成 29 年 6 月 2 日までの間、意見を公募したところ、提出された御意見はございませんでした。意見公募の結果も踏まえ、当該省令を本日公布しました。

### 1 改正内容

次の物質を消防活動阻害物質から除外するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令を改正するものです。

- ・メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム 0.01%以下を含有するもの

### 2 意見公募の結果

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について、平成 29 年 4 月 28 日から平成 29 年 6 月 2 日までの間、御意見を公募したところ、提出された意見はございませんでした。

※案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが 1 件ございました。

### 3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果も踏まえて、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 43 号）を本日付けで公布しました。

改正省令改め文 別紙 1

改正省令新旧対照表 別紙 2



（連絡先）

消防庁危険物保安室

担当：大越課長補佐、谷口事務官

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp



**危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める  
物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令について**

平成 29 年 6 月  
消防庁危険物保安室

**【概要】**

次の物質について消防活動阻害物質（消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 1 項において、圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として政令で定めるものをいう。以下同じ。）から除外するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第 2 号。以下「指定省令」という。）を改正するものである。

- ・メタバナジン酸アンモニウム 0.01%以下を含有する製剤

**【理由】**

法第 9 条の 3 第 1 項において、「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない」こととされており、当該物質については、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 1 条の 10 において、「毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 2 項に規定する劇物のうち別表第 2 の上欄に掲げる物質」等であって、「当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量」以上のものとされている。

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 255 号）」によって「毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 2 項に規定する劇物のうち別表第 2 の上欄に掲げる物質」から「メタバナジン酸アンモニウム 0.01%以下を含有する製剤」が除外されたことを受け、当該物質について、平成 28 年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）において検討を行った結果、消防活動阻害物質から除外することが適当であるとされたことを受け、今回指定省令を改正するものである。

**【施行期日】**

公布の日



○総務省令第四十三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の十八の項の規定に基づき、危険物  
( )

の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

)

第二条の表六十九の項中「製剤」の下に「（メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。）」を加える。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第四十三号） 新旧対照条文

○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）

改 正				<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	
二〇〇キ ログラム				<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>
四)	(三)	(二)	(一)	
りん酸亜鉛	硫酸亜鉛	酢酸亜鉛	塩化亜鉛	
二〇〇キ ログラム				

(略)						
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(十一) エチレンオキシド及びこれを含む製剤	(十) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	(九) アンモニアを含有する製剤(アンモニア三〇%以下を含有するものを除く。)	(八) 酒石酸アンチモンカルcium及びこれを含有する製剤	(七) 三酸化アンチモン	(六) 五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	(五) アクリルアミド及びこれを含有する製剤	(四)
------------------------	------------------------------	---	-------------------------------	--------------	-------------------------	------------------------	-----

(略)						
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

十八) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含	十七) 硫化カドミウム	十六) 硝酸カドミウム	十五) 酸化カドミウム	十四) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含 有する製剤	十三) 塩素	十二) 塩化水素を含有する製剤(塩化水素 三六%以下を含有するものを除く。)
-------------------------	----------------	----------------	----------------	-----------------------------------	-----------	--

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	-----	-----	--

(二十三) クロルメチルを含有する製剤(容)	(二十二) クロルピクリンを含有する製剤	(二十一) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	(二十) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤(クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。)	(十九) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	( ) 有する製剤
---------------------------	-------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------	--------------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	-----	-----	--

<p>二十八 けいふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>二十七 けいふつ化カリウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>二十六 けいふつ化水素酸を含有する製剤</p>	<p>二十五 ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤</p>	<p>二十四 クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤</p>	<p>量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。) )</p>
----------------------------------	---------------------------------	----------------------------	------------------------------------	------------------------------------	---

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

三十三 四塩化炭素を含有する製剤	三十二 ニ・三―ジシアノー―・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇％以下を含有する製剤	三十一 シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。）	三十 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。）	二十九 けいふつ化マグネシウム及びこれを含有する製剤
------------------	--	---	--	----------------------------

(略)						
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

四十) 硫酸銅	三十九) 塩化第二銅	三十八) 塩化第一銅	三十七) 硫酸第一すず	三十六) 塩化第二すず	三十五) 塩化第一すず	三十四) ジメチルアミン及びこれを含む製剤(ジメチルアミン五〇%以下を含むものを除く。)
---------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	--

(略)						
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

四十七 (四十七) ステアリン酸鉛	四十六 (四十六) シアナミド鉛	四十五 (四十五) 三塩基性硫酸鉛	四十四 (四十四) 酢酸鉛	四十三 (四十三) けい酸鉛	四十二 (四十二) 塩基性けい酸鉛	四十一 (四十一) 一酸化鉛	(
-------------------------	------------------------	-------------------------	---------------------	----------------------	-------------------------	----------------------	---

(略)							
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

五十五 水酸化バリウム	五十四 カルボン酸のバリウム塩	五十三 塩化バリウム	五十二 二酸化鉛	五十一 二塩基性ステアリン酸鉛	(五十) 二塩基性亜りん酸鉛	四十九 二塩基性亜硫酸鉛	四十八 鉛酸カルシウム
----------------	--------------------	---------------	-------------	--------------------	-------------------	-----------------	----------------

(略)						
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

六十二 メタフェニレンジアミン	六十一 オルトフェニレンジアミン	六十 ピロカテコール及びこれを含む製剤	五十九 メタホウ酸バリウム	五十八 ふっ化バリウム	五十七 チタン酸バリウム	五十六 炭酸バリウム	(
--------------------	---------------------	------------------------	------------------	----------------	-----------------	---------------	---

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

六十八 (六十八) ホルムアルデヒドを含有する製剤 (ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。)	六十七 (六十七) ほうふっ化カリウム	六十六 (六十六) ほうふっ化水素酸	六十五 (六十五) 一―ブロモ―三―クロロプロパン 及びこれ含有する製剤	六十四 (六十四) ブロムメチルを含有する製剤	六十三 (六十三) ブロム水素を含有する製剤	(
---	------------------------	-----------------------	--	----------------------------	---------------------------	---

<p>六十九 (六十九) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤(メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------	------------	------------	------------

<p>六十九 (六十九) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>(七十) (七十) メチルアミン及びこれを含有する製剤(メチルアミン四〇%以下を含有するものを除く。)</p>	<p>七十一 (七十一) ニーメチリデンプタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤</p>	<p>七十二 (七十二) 硫酸を含有する製剤(硫酸六〇%以下を含有するものを除く。)</p>	<p>七十三 (七十三) りん化亜鉛を含有する製剤(りん化亜鉛一%以下を含有するものを除く。)</p>
---	--	--	--	---